

さいたま市大宮区選挙管理委員会告示第29号

令和7年7月20日に執行される参議院議員通常選挙において、公職選挙法第48条の2第6項(昭和25年法律第100号)の規定により読み替えて準用される同法第39条の規定により、期日前投票所及び臨時期日前投票所は、次のとおりである。

令和7年7月3日

さいたま市大宮区選挙管理委員
委員長 宮 澤 則 之

1 期日前投票所

場所	期日前投票所を設ける期間
さいたま市大宮区役所内	公示日の翌日から選挙期日の前日まで

2 臨時期日前投票所

場所	臨時期日前投票所を設ける期間
JACK大宮内	選挙期日の8日前から選挙期日の前日まで
イオンモール与野内	選挙期日の3日前から選挙期日の前日まで

大宮区選挙管理委員会事務局

「告示期間の期限日（令和7年5月26日まで）」